

コーポレート・ガバナンス

企業理念に基づく健全な企業経営の推進により、継続的な企業価値の向上に努めます。

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当社グループは、企業理念に基づき、社会と共生し、すべてのステークホルダーの皆さまに信頼され支持される健全で効率的な企業経営を推進することにより、継続的な企業価値の向上を図ります。また、そのために、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、経営における監督機能ならびに業務執行機能の強化、意思決定の迅速化、透明性および客観性の確保、コンプライアンス経営のさらなる充実等を図り、一層の企業価値向上に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、「監査役会設置会社」を採用し、複数の社外取締役を含む取締役会において、経営の重要課題に関する意思決定と業務執行の監督を行い、監査役会がそれを監視する体制を採っています。また、執行役員制度を導入し、経営の監督機能と業務執行機能を分離することにより、事業経営の迅速化や効率性の向上に努めるとともに、指名諮問委員会、報酬諮問委員会等を設置し、経営の重要事項決定における透明性、客観性の向上に努めています。

その他、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する方針等の詳細については、「コーポレート・

ガバナンス・ガイドライン」に記載しています。

WEB

コーポレート・ガバナンス・ガイドライン
<https://pdf.irpocket.com/C6457/eH5m/ER5Y/KILR.pdf>

コーポレート・ガバナンス報告書
<https://www.glory.co.jp/company/governance/cgreport/>

主な機関等の概要

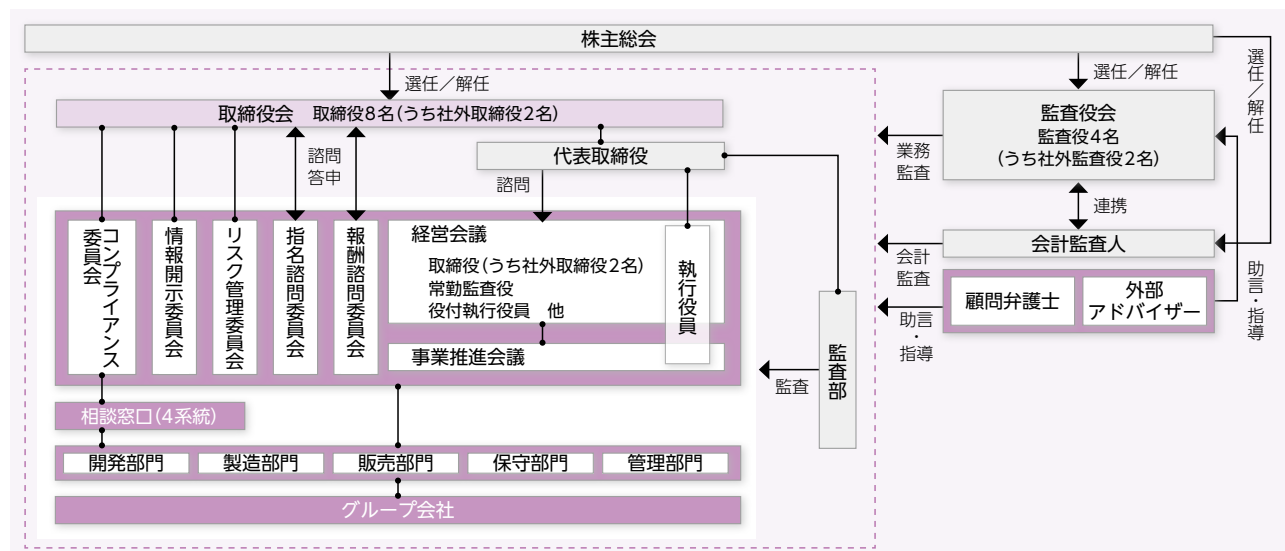
● 取締役・取締役会

当社の取締役会は、取締役8名（うち社外取締役2名）で構成し、監査役4名（うち社外監査役2名）の出席の下、原則月1回の取締役会を開催しています。取締役会では、取締役社長を議長とし、当社および当社グループの重要な経営方針の決定、業務執行の監督、業務執行状況の報告等も行っています。また、社外取締役を含めた取締役間では、活発な議論および意見交換がなされ、監査役も適宜意見を述べています。なお、社外取締役2名は、利害関係のない見地からの確かな発言や提言を行っており、当社経営の監督機能強化および透明性・公平性の確保・向上に重要な役割を果たしています。

● 監査役・監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名の計4名で構成し、常勤監査役を議長とし、原則月1回の監査役会を開催しています。社外監査役を含む

コーポレート・ガバナンス体制(2019年6月21日現在)





各監査役は、監査役会が定めた監査の方針および職務分担に従って年度の監査計画に基づく監査を実施し、監査役会において、監査の実施状況の報告や情報・意見の交換を行っています。

なお、2名の社外監査役は、その有する高度な専門的知識や豊富な経験を当社の監査に活かすなど、当社経営の適法性・妥当性の確保に重要な役割を果たしています。

取締役会および監査役会の開催状況(2018年度)

	開催数	出席率(%)	
		取締役 (社外取締役含む)	監査役 (社外監査役含む)
取締役会	16	100	100
監査役会	15	—	100

● 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社は、取締役・監査役等の指名および報酬決定に係る透明性と客観性を確保するために、取締役会の諮問機関として、構成員の半数以上および委員長を独立社外取締役とする指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しています。

各委員会における構成員は、以下の通りです。

【指名諮問委員会(4名)】

委員長：井城 讓治(社外取締役)

委員：内田 純司(社外取締役)、尾上 広和(代表取締役会長)、三和 元純(代表取締役社長)

【報酬諮問委員会(4名)】

委員長：内田 純司(社外取締役)

委員：井城 讓治(社外取締役)、尾上 広和(代表取締役会長)、三和 元純(代表取締役社長)

役員報酬

● 報酬の基本方針

当社の取締役および監査役の報酬は、株主との価値を共有でき、かつ、その職責に相応しい水準とし、企業業績や企業価値の持続的な向上に対するインセンティブや優秀な人材の確保にも配慮した体系とする。なお、社外取締役および監査役の報酬は、固定報酬のみとする。

● 報酬の決定プロセス

報酬の決定に際しては、報酬諮問委員会が個々の取締役および監査役の具体的な報酬額について審議のうえ、取締役会および監査役に対し、その妥当性に関する判断結果とその総額につき答申することとしており、具体的な決定方法は、以下の通りです。

- ・取締役報酬については、報酬諮問委員会からの答申結果を受け、株主総会で承認を得た範囲内で、取締役会において取締役の報酬総額を決定するとともに、報酬諮問委員会が妥当性を確認した内容にて個別の報酬額を確定させることを取締役社長に一任する。
- ・監査役報酬については、報酬諮問委員会の答申内容を受け、株主総会で承認を得た範囲内で、監査役協議により決定する。

● 報酬体系

- ・「固定報酬」、短期業績連動型「賞与」および中長期業績連動型「株式報酬」から構成する。
- ・「固定報酬」は、役職および職責に応じて設定する。
- ・「賞与」は、連結の「売上高」および「営業利益」を目標業績指標とし、期初に定めた目標値の達成度に応じた金銭を支給する。
- ・「株式報酬」は、「2020中期経営計画」の業績目標のうち、連結の「ROE」および「営業利益率」を目標業績指標とし、期初に定めた各々の目標値の達成度に応じた株式等を付与する。

取締役会の実効性評価

当社は、当社の「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」に基づき、2015年度より「取締役会の実効性に関する分析・評価」を行い、取締役会全体の機能強化を図っています。

WEB

取締役会の実効性に関する評価結果の概要

<https://www.glory.co.jp/company/governance/evaluation/>

リスクマネジメント

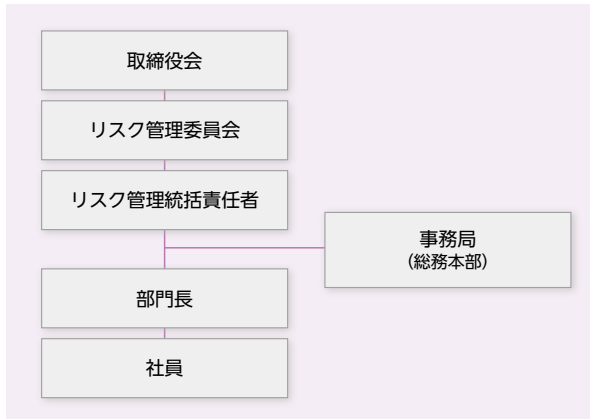
事業運営上のリスクの予防・回避と災害発生時の損失軽減を図るとともに、ステークホルダーの安全確保に努めます。

リスクマネジメント体制

当社は、当社グループのリスク管理体制の維持・強化を目的に、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しています。当社グループでは、定期的なリスク評価を行い、リスク項目ごとに定めた主管部門・責任者を中心に平時における予防措置を実施するとともに、危機発生時に迅速に対応できる体制の確保・向上に努めており、リスク管理委員会ではその結果に基づき、諸対応につき審議しています。その概要については、定期的に取り締役会で報告を行っています。

2018年度は、当社において、リスク管理委員会で定めた年度方針および重点実施項目に基づき、諸活動を展開しました。また、グループ各社に、当社と同一のリスク評価手法を展開し、グループにおけるリスク状況の把握に努めました。

リスクマネジメント体制



リスク特定プロセス

当社グループは、当社を取り巻く経営環境の変化や各事業の進展等を踏まえ、毎年、想定リスクやその管理方針、対応策につき見直しを実施しています。

リスクの特定においては、現行評価のレビュー実施および社内外の環境変化等を踏まえた新規リスクの抽出を行います。その後、影響度・発生頻度などにより評価・分析を実施し、重要性の高い項目をリスク管理委員会において特定し、対策の立案を実施しています。これらの全社リスクは、財務影響との関連を踏まえ、有価証券報告書などで開示している事業等のリスクにも適宜反映しています。

近年においては、世界的なキャッシュレス化の進行等も当社グループとして考慮すべきリスクと考えています。

事業継続計画(BCP)への取り組み

当社では、災害などの危機発生時においても重要業務を継続し迅速な復旧を図るため、事業継続計画(BCP)を策定し、非常時に備えています。製品やサービスの安定した提供に向け、部品調達リスクの分散などによるサプライチェーンの強化や災害対応に関する規程・マニュアルの整備などを行い、緊急時に迅速に対応できる体制を整えています。

また、有事に備え、業務継続に大きな影響を及ぼす重要システムの災害対策強化や安否確認システムの導入、主要事業所への衛星電話の設置、食料や飲料水の配備などを行うとともに、定期的に防災訓練を実施することで、それら災害対策の実効性確保を図っています。



防災訓練の様子



情報セキュリティ管理体制

現金処理や決済処理など機密情報の取り扱いが多い当社では、当社グループとしての基本的な考え方や取り組み姿勢について定めた「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」に基づき、グループ一体となって情報セキュリティの強化に取り組んでいます。

組織的安全管理措置

「コンプライアンス委員会」の下部組織として「情報セキュリティ推進部会」を設置し、情報セキュリティ統括責任者(CISO)の下、情報セキュリティに関するマネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルを回して継続的に改善を図っています。また、内部監査を定期的実施し、適合性や有効性をチェックしています。

情報セキュリティ対策の強化

お客様の情報資産を安全かつ適切に取り扱うため、GCANセンター(情報処理センター)などのシステムソリューションやサービスの提供に関わる部門では、情報セキュリティに関する国際規格であるISO27001の認証を取得しています。

ISO27001 認証取得事業所・部門

グローリー株式会社 3部門	システム製品開発部門、GCANセンター、 保守モニタリングセンター
国内グループ会社 1社	グローリーシステムクリエイト株式会社

技術的安全管理措置

ID管理システムやインターネット接続環境における不正侵入防止システムの導入、デバイスコントロールによる外部記憶媒体の利用制限を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいます。

物理的安全管理措置

IDカードや顔認証による入退室管理システムや鍵管理システムを導入し、厳格なアクセス管理と記録の

自動保存を実施しています。

また、自家発電機やUPS(無停電電源装置)などを設置して、ITインフラの可用性確保を図っています。

情報セキュリティ教育

人的安全管理措置

日々変化する技術や社会状況に対応し、情報セキュリティに関する事故を未然に防止するため、階層別に教育を実施しています。

新入社員を対象に、情報セキュリティの基礎知識や関連法規制などに関する研修を行う他、管理者を対象に、情報セキュリティ監督者としての責務と必要な知識の習得を図る研修を実施しています。加えて、経営層に対しては、情報セキュリティの社会動向(外部環境)と当社の状況(内部環境)を把握する研修などを実施しています。

また、全社教育として、毎年10月の企業倫理月間に合わせてeラーニングを実施し、社員の情報セキュリティリテラシーの向上に努めています。

情報セキュリティ・インシデント対応

情報漏洩やマルウェア感染、不正アクセスなどの情報セキュリティ・インシデントが発生した際には、被害を最小限に抑え、速やかな復旧と再発防止を図るための体制を整備しています。その中核を担う「G-CSIRT(Glory Computer Security Incident Response Team)」は、2014年から業界団体「日本シーサート協議会」に加盟し、情報の共有や収集、関連スキルの習得などに当たり、インシデント対応力の強化に努めています。

コンプライアンス

グループ全体でコンプライアンス意識の醸成を図り、誠実で公正な事業活動の遂行に努めます。

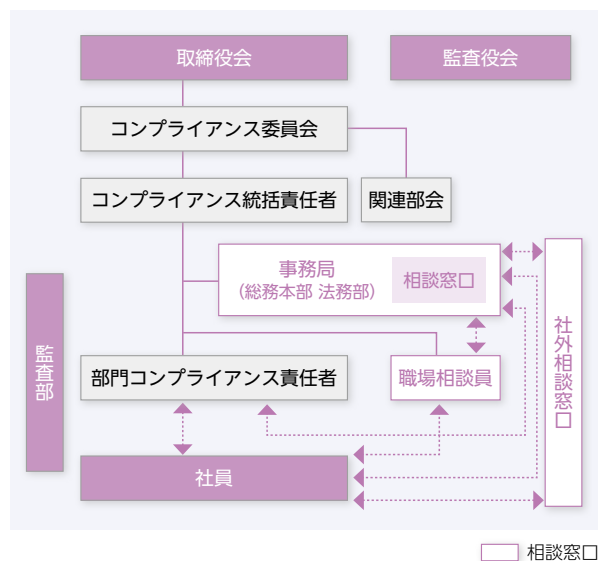
コンプライアンス体制

当社は、グループにおける法令遵守を経営の重要課題と位置づけ、コンプライアンス体制の確保・向上に努めています。その施策の一つとして設置するものが、「コンプライアンス委員会」です。

同委員会は、社長を委員長に、社外有識者（弁護士）2名を含む構成とし、当社グループのコンプライアンスに関する重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告しています。

また、コンプライアンス統括責任者を担当役員より任命し、コンプライアンス委員会事務局を中心に、コンプライアンスの徹底に向けた各施策の企画・立案や社員への教育・啓発活動などに取り組んでいます。

コンプライアンス体制



相談窓口(ヘルプライン)の設置

当社グループにおけるコンプライアンス全般に関する相談窓口(ヘルプライン)として、①直属上司、②コンプライアンス委員会事務局、③職場相談員、④社外相談窓口(弁護士事務所)の4系統の窓口を設置し、問題の早期発見・是正を図るとともに、「内部相談規程」に基づき相談者の保護に努めています。

法令遵守規範

当社では、国内外のグループ会社すべての役員および社員ならびに代理店などのビジネスパートナーが遵守すべき法令や倫理規範を定めた「グローリー法令遵守規範」を制定しています。

本規範は、近年加速する海外事業の拡大に合わせ、グローバルな視点で策定しています。当社ブランドに相応しい誠実かつ公正なビジネスを継続し、高いレベルでの法令遵守・倫理観を維持・徹底するために、グループ全社員への「ハンドブック」の配付や研修などを通じて、コンプライアンス意識のさらなる向上に向けて取り組んでいます。

腐敗防止の取り組み

当社は、「グローリー法令遵守規範」にて贈収賄禁止や汚職防止について明確化し、国内外グループ全社員とビジネスパートナーへの周知徹底に努めています。また、eラーニングをはじめとした教育も実施し、腐敗行為の未然防止を図っています。

なお、2018年度において、贈収賄をはじめとした腐敗行為に関わる問題は発生しておりません。

個人情報保護への取り組み

当社グループでは、事業活動を通じて取得したお客さまやお取引先さま、株主さまをはじめとしたステークホルダーの皆さまの個人情報を適切に管理することが、当社の重要な責務であると考え、個人情報保護方針の下、個人情報の適切な管理に努めています。

また、2018年5月のEU一般データ保護規則(GDPR)の施行に伴い、規程の整備や研修などを実施し、適切な対応に向け取り組んでいます。

WEB 個人情報保護方針
<https://www.glory.co.jp/info/privacy/>



コンプライアンス教育

コンプライアンスの徹底を目指し、グループ会社も含めた包括的な教育を行っています。新入社員に対しては、法令・倫理に関する基本事項や社内規程について教育する他、毎年10月の企業倫理月間には、国内グループ全従業員を対象に、基本事項や社会動向などをテーマにしたeラーニングを実施しています。

2018年度は、「グローリー法令遵守規範」で定めている贈答品・接待規程やEU一般データ保護規則(GDPR)、ハラスメント防止などをテーマに実施し、6,902名が受講しました。この他にも、新任管理者教育や専門教育などを行い、各種法令および企業倫理に関する周知徹底を図っています。

知的財産活動

基本的な考え方

当社は、国内外の発明等の創造と権利の取得を推進するとともに、知的財産権の活用および他者権利調査による係争等のリスク回避策を講じることにより、当社グループの利益に貢献する活動を行っています。

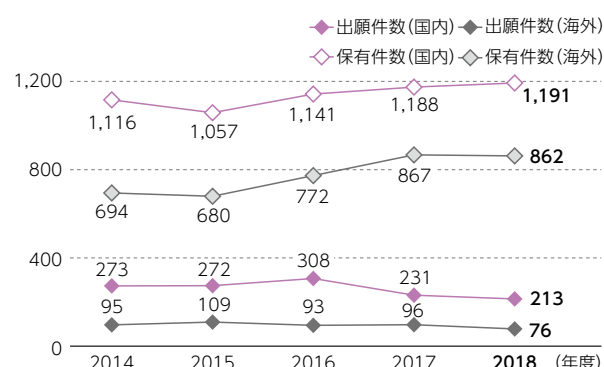
事業と連携した活動

事業部門や開発部門など、知的財産に関わりのある部門と知的財産部が定期的に集まって知財戦略会議を開催し、事業を優位に進めるための知的財産活用や出願戦略などを議論することで、事業活動と連動した知的財産活動を行っています。

また、早期に有効特許を創出するために、企画、開発段階のそれぞれにおいてアイデアを抽出する活動を行っています。企画段階では仕様に関するアイデアを、開発段階ではその仕様を具現化するためのアイデアを抽出することで、いち早く特許出願ができるようにしています。さらに、特許が登録になれば事業部門や開発部門にフィードバックし、権利の内容を共有するとともに、それらの権利が今後どのように活用できるかを議論しています。

当社グループの2018年度末時点における特許・実用新案・意匠の保有件数は、国内1,191件、海外862件の合計2,053件です。

特許・実用新案・意匠出願件数および保有件数



※1 特許・実用新案・意匠の合計件数

※2 国内、海外ともに連結での合計件数

知的財産に関する人材育成

企画部門、開発部門に対しては、知的財産に対する意識を高めるため、階層別研修を実施しています。また、知的財産部員に対しては、資格職位別に人材育成プログラムを策定し、それを実行することで専門性を高める仕組みを構築し、関係する部門だけではなく、知的財産部内においてもそれぞれの段階に応じた人材育成ができるようにしています。

また、発明者に対する発明意欲の向上を図るため、届出申請された優秀な発明、事業に貢献した発明などに対して報償金を支払う発明報償制度も充実させています。

株主・投資家への責任

ステークホルダーに対する情報の適正な開示と、相互間の対話・協働に努めます。



Governance

情報開示と建設的な対話に関する方針

当社は、企業行動指針において「ステークホルダー（利害関係人）に対する情報の適正な開示と、相互間の対話・協働に努めます」と定め、この考えに基づき、迅速、正確かつ公平な情報開示によって経営の透明性を高めるとともに、建設的な対話を通じて当社の経営方針や事業活動についての理解を促進し、株主・投資家の皆さまとの長期的な信頼関係の構築を図ります。

WEB

株主・投資家の皆さまへの情報開示と建設的な対話に関する方針
<https://www.glory.co.jp/ir/management/policy/>

株主総会

当社は、株主の皆さまとの対話の機会を重視しており、株主総会の活性化に向けた取り組みを行っています。

株主の皆さまに、株主総会の議案について十分検討していただけるよう、総会日の3週間前に招集通知を発送するとともに、4週間前には、東京証券取引所および当社のウェブサイトに招集通知を早期掲載しています。また、招集通知は、より分かりやすい資料となるよう写真やグラフも掲載するなど、毎年工夫を重ねています。また、議決権行使の電子化も行い、株主の皆さまが、決議により参加していただきやすい環境を整備しています。

株主総会当日は、社長が映像やナレーション等も活用しながら、決議事項、報告事項について詳細に説明を行い、株主の皆さまに各議案について十分に審議いただけるように努めています。また、株主総会後の「ショールーム見学会」では、主要製品を展示するとともに、社長をはじめとした役員や社員が製品や歴史等について説明を行い、株主の皆さまとの対話を心がけています。



株主総会

WEB

株主総会
<https://www.glory.co.jp/ir/meeting/>

株主・投資家との対話

当社に対する理解を深めていただくため、株主・投資家の皆さまとの対話の機会を積極的に設けています。

機関投資家およびアナリストの皆さまとのミーティングでは、経営戦略やビジネスモデル、中長期経営計画に加え、株主還元、資本政策などのテーマについて積極的に対話を行っています。2018年度は、約350社の方々とのミーティングを行いました。

情報開示については、決算説明会およびコンファレンスコールを開催する他、決算補足資料として業績を各セグメント別、各地域別に開示するなど自主開示を積極的に行っています。さらに、当社の経営戦略や事業活動に関する理解を深めていただくため、工場見学会や展示会へのご招待など、当社の取り組みを直接ご覧いただくIRイベントを開催しています。

また、個人の株主・投資家の皆さまに対しては、証券会社と説明会を共催する他、株主通信やウェブサイトの各種コンテンツなどを通して、分かりやすい事業内容の紹介に努めています。



決算説明会



機関投資家向け埼玉工場見学会

ウェブサイトによる情報開示

タイムリーな情報開示と利便性の向上を目的に、ウェブサイト内に株主・投資家向け専用サイトを設けています。四半期ごとの決算説明資料をはじめ、株主通信、アニュアルレポートなどの資料を開示し内容の充実を図るとともに、分かりやすく、使いやすいサイトを目指しています。